

排水管の点検や洗浄の勧誘にご注意！

「無料点検」のはずが洗浄の勧誘だった、「料金3千円」のはずが数万円だった、という排水管や排水ます等の洗浄サービスについての相談が多く寄せられています。

相談事例1

「通常3～5万円の高压洗浄が3千円」と記載されたチラシが投函されていた。以前、下水管が詰まったことがあったので、電話で事業者を呼んだ。事業者はマンホールを開けると「詰まりに対応する作業が必要で、1mあたり6千円で8mの作業になる」と言った。また、木の根の除去作業も必要と説明され、料金は2千円になると言われた。合計5万円は高いと感じたが、了承して作業してもらった。事業者が改めて訪問し費用を支払うことになっているが、やはり高額で納得できない。どうすればよいか。（70歳代女性）

相談事例 2

突然知らない事業者が社名等も名乗らず「排水管工事の確認がしたい」と訪問し、自宅周辺を勝手に見回った。その後、事業者から「排水管にカスが溜まっている。数年経つと詰まって大変なことになる」「水の流れをよくする」と言われ、排水管を高圧洗浄された。代金約2万3千円はその場で支払った。帰宅した妻に事情を伝え、と、「知らない事業者だ。今まで排水の流れが悪いこともなく、困ったことはない」と言われた。冷静になると、排水管の詰まりを自身では確認しておらず不要な契約だったと思う。事業者名をインターネットで検索しても、該当する事業者の情報は確認できず不審だ。クーリング・オフの説明は受けていないが、受け取った契約書面にはクーリング・オフの記載がある。クーリング・オフできるだろうか。（60歳代 男性）

アドバイス

- 「無料で点検する」等と勧誘してくる事業者に安易に応じないようにしましょう。

- チラシに表示されている**料金の条件や内容は慎重に確認**しましょう。
- 事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう。**自分でも排水管等の状況を確認したり、事業者に十分な説明を求めたりする**ことが重要です。
- 突然の訪問で契約した場合や、来訪を依頼した内容と違う契約をした場合など、**クーリング・オフ**ができる場合があります。最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

参考資料

ポスティングチラシのイメージ例

排水管高圧洗浄のお知らせ

〇〇地区の皆様

通常〇万円前後かかる排水管の高圧洗浄を地域一斉により格安で実施します。

- ・格安で実施可能である旨の記載がある
- ・「〇〇地区の皆さまへ」「地域一斉」等、自治体による案内であると誤認させるような表現がある

◆高圧洗浄料金

〇,000円 ※

費用として低価格の金額が強調されている

◆申込受付期間

2020年〇月△日まで

洗浄せず放置すると

- ・悪臭
- ・害虫
- ・汚水漏れ

等の原因になります。洗浄をおすすめします。

費用に関する詳細な説明等が小さな文字で記載されていたり、目立たない部分に記載されていたりする

【問い合わせ先】

株式会社●●●●●

☎△△△-△△△△

※料金は1ヶ所〇,000円 ※△mごとに1ヶ所として扱う

(以上、国民生活センターの発表情報を参考にしました)

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター

☎ 048-721-2111（内線2234）

月曜日から木曜日 （10時～15時）

消費者ホットライン

☎（市外局番なし） 188